

食育ファーム制度実施要領

制 定：平成21年3月12日付け食政第1404号農政部長通知

一部改正：平成22年3月30日付け食政第1254号農政部長通知

(食育ファーム制度の趣旨)

第1 「ふれあいファーム」(農業・農村コンセンサス形成総合推進事業実施要領(平成9年8月19日付け農企第104号北海道農政部長通達)第5で定める農場をいう)のうち、特に食育に関する農業体験メニューを提供する農場を「食育ファーム」として登録し、広く道民に周知することにより利用の促進を図り、農業・農村への理解を深め、もって、食育の推進に資する。

(食育ファームの定義)

第2 道民をはじめ多くの人たちに対して、農業体験を通じ、食の楽しさや食べものの大切さなど「食」について学ぶ機会を提供する農場をいう。

(食育ファームの役割)

第3 食育ファームに登録された農業者は、農業体験者が農業・農村への理解を深め、食について学ぶため、次のような活動に取り組むものとする。

- (1) 農業体験を通じて、道が平成21年12月に策定した「どさんこ食育推進プラン」の目標の中で掲げている「3つの基本方針と食育で学び行動する12の柱」について、知識を身につけ実践するための啓発活動
- (2) 体験者との交流を通じて、食や農業・農村に対する関心や理解の促進のための啓発活動

(食育ファームの登録要件)

第4 食育ファームに登録しようとする農業者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) ふれあいファームに登録されている農場であること。
- (2) 食育に関する農業体験メニューを提供できること。
- (3) 適切な保険への加入など安全対策に十分配慮していること。
- (4) 情熱をもって、継続的に受入れを行うことができること。

(食育ファームの登録)

第5 食育ファームに登録しようとする農業者は、別に定めるところにより登録の申込みを行うものとする。

2 食品政策課長は、前項の申込みが登録要件に適合すると認めるときは、食育ファームとして登録するものとする。

(食育ファームの登録内容の変更)

第6 食育ファームの登録を受けた農業者は、登録内容に変更があったときは、別に定めるところにより食品政策課長に届出を行うものとする。

(食育ファームの廃止)

第7 食育ファームの登録を受けた農業者は、登録を辞退しようとするときは、別に定めるところにより食品政策課長に届出を行うものとする。ただし、「農業・農村コンセンサス形成総合推進事業の運用について（平成9年9月11日付け農企第118号農政部長通達）」第3の3による「ふれあいファーム登録辞退届」が市町村長から総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）の長に提出されている場合は、この限りでない。

2 登録した農業者が社会的、道義的にふさわしくない行為を行ったときは、食品政策課長は登録を取り消すことができるものとする。

(活動状況の報告)

第8 道は、この制度の実施に係る食育ファーム活動状況について食育ファーム登録者から総合振興局等を通じて、報告を受けることができるものとする。

(食育ファームの推進)

第9 道は、第8により報告を受けた活動状況について、ホームページ等により情報発信するものとする。

2 道は、食育ファームの普及を図るための研修会を実施するなど広く農業者の参加を呼びかけるとともに、食育ファームの活動のレベルアップを図るための情報提供に努めるものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、この制度について必要な事項は、食品政策課長が別に定めるものとする。

附則

この要領の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。